

安全保障理事会議長声明

「子どもと武力紛争」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2010年6月16日に開催された、安全保障理事会の第6341回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、子どもと武力紛争に関する事務総長の第9報告書(S/2010/181)およびそこに含まれている勧告並びに報告書の中で言及された積極的な発展について感謝しつつ留意し、また安保理決議1612(2005)、1882(2009)およびそこに反映された他の関連決議の実施における継続的課題に留意する。

安全保障理事会は、武力紛争の当事者による子どもの徴兵と使用並びにその再徴兵に関する適用可能な国際法の全ての違反、武力紛争の当事者により殺されたり不具にされたこと、レイプやその他の性的暴力、拉致、学校または病院に対する攻撃および人道的アクセスの拒否に、等しく安保理の強い非難をくり返し表明する。安保理は、武力紛争の状況において子どもに対して行われた、国際人道法、国際人権法および難民法を含む、その他の全ての国際法違反を非難する。安保理は、全ての関係当事者が直ちにかかる行為に終止符を打ちまた子どもを保護するために特別な措置を講じることを要求する。

安全保障理事会は、学校や教育施設、および先生と生徒、とりわけ少女を具体的目標とした、適用可能な国際法に違反した攻撃または脅威が増加していることに深い懸念を表明しまたこれに関連して、武力紛争の全ての当事者に対し、これら国際人道法違反を直ちにやめることを求める。

安全保障理事会は、武力紛争の状況において、子どもを殺害したり不具にすることおよび／またはレイプとその他の性的暴力のパターンで、適用可能な国際法に違反して、関与している武力紛争の当事者に、彼の報告書の添付資料に含むことにより、決議1882(2009)の実施において事務総長によりとられた措置を歓迎する。

安全保障理事会は、事務総長に対し、なかんずく、子どもに対して行われたレイプや他の性的暴力の行為に関する正確な、客観的な、信頼できる且つ確認できる情報を収集することを全ての関連国連機関が積極的に援助することを確保することにより、また、決議1882(2009)と1888(2009)が要求するような本部と国家レベルにおける、相乗作用を確保しまた関連する国連組織内での重複をさけることによる、子どもに対して行われた全ての暴力と虐待に対する、即時の政策提言と効果的な対応を可能とする決議1882(2009)の実施を目的とした監視および報告手続の能力の強化を確保する彼の取組を倍加することを求める。

安全保障理事会は、全ての関連する国際連合平和維持活動、平和構築活動および政治ミッションの職務権限に子どもの保護のための特定の規定を含み続けるという安保理決議1882(2009)の第11項におけるその決定を再確認し、そのようなミッションへの子ども保護アドバイザーの展開を奨励し、また、事務長総長に対し、安保理の関連する国を特定した決議と武力紛争により影響を受けた子どもたちの権

利の保護と福祉の主流化に関する平和維持活動局 (DPKO)政策指令に一致して、かかるアドバイザーを募り展開することを確保することを、求める。さらに安保理は、国際連合平和維持活動、平和構築活動および政治ミッションに関係する全ての要員に対し、子どもの権利と子どもの保護に関する訓練の重要性を強調し、また、これに関連して、訓練の計画と用具を含む政策履行プランの策定における DPKO の現行の取組を歓迎する。

安全保障理事会は、子どもに対して行われた暴力と虐待を防止しまた対応することにおいてなされた進展、特に事務総長第9報告書 (S/2010/181) において言及された幾つかの当事者による行動計画の署名、を歓迎する。

安全保障理事会は、武力紛争の状況において、適用可能な国際法に違反して、子どもの徴兵と使用、子どもの様々な殺害方法と不具にする方法且つ／またはレイプおよびその他の子どもに対する性的暴力を停止する活動計画を、更なる遅滞なしに、準備しまたは実施することを、まだそうしてきていない子どもと武力紛争に関する事務総長報告書の添付資料に記載された武力紛争の当事者に対する安保理の求めをくり返し表明する。

安全保障理事会は、子どもと武力紛争に関する事務総長報告書の添付資料に記載された全ての当事者に対する、子どもたちに対して行われたその他の全ての暴力と虐待に対処しまたこれに関連して具体的な約束と措置を始めるという、安保理の求めをくり返し表明する。

安全保障理事会は、ある当事者が、子どもに対する暴力と虐待を行うことを執拗にくり返していることに深い懸念を表明し、また安保理決議 1539 (2004)、1612 (2005) および 1882 (2009) の関連規定を考慮しつつ執拗な行為者に対し目標を絞った且つ段階を分けた措置を採用する安保理の用意が調っていることを表明する。この目的のために、安保理は、以下を招請する。

- (a) 子どもと武力紛争に関する安保理作業部会が、とりわけ作業部会の関連勧告の連絡を通して、関連する制裁委員会と適切な情報を交換すること。
- (b) 安保理の関連制裁委員会が、事務総長報告書に含まれた特定の情報について彼らに説明するために、子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表をより定期的に招請して審議すること。
- (c) 子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表が、事務総長報告書に含まれた特定の情報を関連する制裁委員会の専門家グループと共有すること。

安全保障理事会は、関連する制裁委員会の職務権限を設立または更新する時に、武力紛争下の子どもの権利と保護に関する適用可能な国際法に違反している当事者に関係がある規定を審議する、安保理の意図を表明する。

安全保障理事会は、安保理の議題に事態を含めるか否かに関する安全保障理事会の決定を害するかまたは暗示することなしに、事務総長報告書の添付資料に記載された当事者に関する行動を審議する目的で、それが起きたのが何時であれ、彼らが子どもに対して行った暴力および虐待についての安保理の子どもと武力紛争に関する作業部会からの特定の勧告を審議する安保理の用意が調っていることを表明する。

安全保障理事会は、関係加盟国に対し、武力紛争の状況にある子どもに対して行われた暴力および虐待の執拗な行為者に対して断固たる且つ即時の行動を取ることを求め、またさらに、子どもの徴兵と使用、殺害と傷害およびレイプとその他の性的暴力に関するものを含む適用可能な国際法の下で禁止されているかかる違反に対し責任を有するものを、子どもに対して罪を犯した者に対する不処罰を終わらせる目的で、国内司法制度および適用される場合には国際的司法手続並びに混合刑事裁判所および法廷を通して、訴追することを求める。

事務総長報告書に言及された幾つかの武力紛争の地域的次元に於いて、安全保障理事会は、国際連合平和維持活動、平和構築活動および政治的ミッション並びに国際連合国別現地チームが、各々の職務権限内で且つ関係国の政府との緊密な調整で、国境を越えた子どもの保護に関連することについて情報の交換と協力のための適切な戦略と調整機能を策定することという安保理の要請をくり返し表明する。

安全保障理事会は、子どもと武力紛争の事務総長特別代表の包括的な作業を歓迎し、また、行動計画を交渉すること、公約を保証すること、適切な対応手続を唱道することおよび適切な注意を確保することを含む、関係政府と紛争当事者との対話を促進するために、彼女の現地訪問と子どもと武力紛争に関する安全保障理事会作業部会の結論と勧告のフォローアップの重要性を強調する。

安全保障理事会は、また UNICEF が、監視および報告手続 (MRM)の包括的な発展と実施を支援することおよび武力紛争下の子どもに対する適切な対応を確保することにより子どもの保護に関するその職務権限を実行するにあたり、着手された取組をまた歓迎し、さらに UNICEF に対し、MRM 国家タスクフォースを通じて、子どもと武力紛争に関する安全保障理事会作業部会の関連する結論と勧告についてのフォローアップを続けることを、奨励する。

安全保障理事会は、子どもと武力紛争に関する安保理作業部会の持続的活動を歓迎し、また、決議 1612 (2005) と 1882 (2009) に一致した時宜を得た結論と勧告の採択を続けることの重要性を強調する。更に、安保理は、作業部会に対し、その道具を、なにかんずく、1年以内の特定した国の訪問を実施することにより、完全に実施すること (S/2006/724)、その職務権限をよりよく実施し、また、武力紛争により影響を受ける子どもを保護するその能力を高めるために事務総長報告書の添付資料に言及された事態を調査することを招請する。

子どもと武力紛争に関する従前の議長声明並びに決議 1882 (2009) の第 18 項を想起し、安全保障理事会は、事務総長に対し、子どもと武力紛争に関する安保理の作業部会に対し行政的且つ実質的な支援を提供するようにとの安保理の要請をくり返し表明し、また事務総長に対し、この日付から1か月以内にこの主題に関する行動を取ることをさらに要請する。

安全保障理事会は、事務総長に対し、安保理決議とこの声明を含む子どもと武力紛争に関する安保理議長声明の実施に関して 2011 年 5 月までに報告書を提出することを、要請する。